

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金
(BEMS導入事業)

交付規程

平成24年1月

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（BEMS導入事業）

交付規程

平成24年1月24日

S I I - 2 3 D - 規程 - 0 0 1

（通則）

第1条 エネルギー管理システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「エネルギー管理システム導入促進事業費補助金交付要綱（平成23年11月21日付け平成23・11・16財資第8号。以下「交付要綱」という。）」、「エネルギー管理システム導入促進事業実施要領（平成23年11月21日付け平成23・11・16財資第9号）」及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき造成される基金を管理する一般社団法人環境パートナーシップ会議（以下「EPC」という。）の委託により、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が、中小ビル等におけるエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）の導入等を行う事業（以下「補助事業」という。）に対して補助金の交付を行うための手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 S I I は、第5条において決定する補助対象システム・機器の導入を行おうとする者（国所管の独立行政法人を除く。以下「BEMS設置事業者」という。）及びBEMS設置事業者をとりまとめエネルギー利用情報の管理運営を行おうとする者（以下「BEMSアグリゲータ」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、実施要領第4の3別表2に掲げる補助金交付の対象としてS I I が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、EPCが管理する基金の範囲内において、補助金を交付する。

（補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額）

第4条 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表1のとおりとする。ただし、補助対象経費のうち、システム開発費についてはBEMSアグリゲータに対して補助を行うものとする。

（BEMSアグリゲータ及び補助対象システム・機器の決定）

第5条 S I I は、補助事業を実施するに際し、BEMSアグリゲータ及びBEMSアグリ

ゲータが提供する補助対象システム・機器を公募により決定する。

(BEMSアグリゲータの責務)

第6条 BEMSアグリゲータは補助事業期間内において、BEMS設置事業者の申請の取りまとめ、実績報告など補助金執行に係る管理業務を行うとともに、SIIが提供するBEMSアグリゲータポータルシステムへの入力を行わなければならない。

(BEMSアグリゲータの登録解除)

第7条 SIIはBEMSアグリゲータにおいて、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、BEMSアグリゲータとして不適切であると判断した場合、BEMSアグリゲータの登録を解除することができる。

2 SIIは前項の規定に基づき、BEMSアグリゲータの登録解除を行った場合、既に交付された補助金の返還を請求することができる。

(交付の申請)

第8条 BEMS設置事業者及びBEMSアグリゲータ(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、各々様式第1及び様式第2による補助金交付申請書をSIIに提出しなければならない。

2 BEMS設置事業者が補助金交付申請書をSIIに提出しようとする時は、BEMSアグリゲータ経由で提出しなければならない。なお、第10条ないし第18条においても本項と同様とする。

(交付の決定)

第9条 SIIは、前条第1項及び第2項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行う。この場合において、SIIは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 SIIは、前項の決定を行った際には、様式第3による交付決定通知書により補助事業者に通知するとともに、通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 SIIは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 SIIは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に

- 従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第14条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I Iの指示に従うべきこと。
- (5) 補助事業者は、S I Iが第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I Iが第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第19条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第7項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (8) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、第22条第2項の規定に基づき取得財産等の管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (9) 補助事業者は、第23条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業終了後、S I Iの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第11条 第9条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者で、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第4による交付申請取下げ届出書をS I Iに提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による補助事業計画変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S I I は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

3 S I I は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I I が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I I に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I I は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I I に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I I は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I I は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議により、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I I が行う弁済の効力は、S I I が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第6による補助事業事故報告書をS I Iに提出し、その指示に従わなければならない。

(実績及び状況の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了時に、様式第7による補助事業実績報告書をS I Iに提出しなければならない。

- 2 BEMSアグリゲータは、補助事業完了から1年後に、BEMS設置事業者の実施状況をS I Iが定める形式でデータを提出しなければならない。
- 3 BEMSアグリゲータはS I Iが特に必要と認めて要求したときは、BEMS設置事業者の実施状況並びに、BEMSアグリゲータ事業の進捗状況を報告しなければならない。
- 4 BEMSアグリゲータは、各項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめS I Iの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第16条 S I Iは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、もしくは契約により共同申請者への所有権移転がおこなわれる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第17条 S I Iは、第15条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第12条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 S I Iは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 S I Iは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、

速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 S I I は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10による返還報告書（確定に係るもの）により報告させるものとする。

6 S I I は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第18条 S I I は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を補助事業者に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算（概算）払請求書をS I I に提出しなければならない。

3 補助事業者は、S I I から支払いが行われたことを確認しなければならない。なお、支払いが行われない場合、速やかにその旨をS I I に連絡しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 S I I は、第12条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づくS I I の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 S I I は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 S I I は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補

助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 補助事業者は、第4項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

7 第17条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第17条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第12」の返還報告書（取消しに係るもの）と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

第20条 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（取得財産の管理等）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第13による取得財産等明細表を第15条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることができるものとする。

（財産処分の制限等）

第23条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、S I I が別に定める期間と

する。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

- 第24条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止もしくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、S I Iの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助金の基金への返還)

- 第25条 S I Iは基金の解散後において、補助事業者から補助金の返還があった場合には、これをE P Cに返還しなくてはならない。

(S I Iによる調査)

- 第26条 S I Iは、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、S I Iが前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他の必要な事項)

- 第27条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途への転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。
- 2 S I Iは、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
 - 3 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月24日から施行する。なお、第4条中のただし書きについては平成23年11月21日（交付要綱制定）以降に発生した経費を対象とする。

(別表1)

補助対象経費及び補助率

補助対象経費		補助率（上限額）
区分	内容	
設備費	補助対象システム・機器の導入に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据え付け等に必要な経費	1/3以内（170万円） または 1/2以内（250万円）
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に必要な経費	1/3以内（設備費の上限額から設備費を除いた額）
システム開発費	本事業の実施に必要なエネルギー管理支援サービスに要するシステムの開発・改修等に必要な経費 ※BEMS本体に係る開発費等は補助対象経費に含めない。 ※サーバーレンタル費等、事業開始後に継続して発生する費用は、補助対象経費に含めない。	定額（3000万円）

※集合住宅において、共用部分と合わせて専有部分の電力消費量を測定・報告できる場合、上限額を超えてその戸数に応じた補助を行う場合がある。

様式第 1

(BEMS 設置事業者用)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入事業)
補助金交付申請書

エネルギー管理システム導入促進事業補助金交付規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付を申請します。

補助事業情報

補助事業の名称			
補助事業の概要			
補助対象事業所数			
補助金交付申請額			
補助事業開始予定日	平成 年 月 日	補助事業完了予定日	平成 年 月 日

主申請者補助事業担当者情報

会社名		電話番号	
住 所			
所属/役職		担当者名	

登録情報 (※BEMS アグリゲータ記入欄)

アグリゲータ番号		申請書番号	
BEMS アグリゲータ (BEMS 導入事業者)	(アグリゲータ名称)		(担当者)
BEMS アグリゲータ (エネルギー管理支援サービス提供者)	(アグリゲータ名称)		(担当者)

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※リース、ESCO を活用する場合は、それらの事業者と共同で申請すること。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 2

(BEMS アグリゲータ用)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入事業)
補助金交付申請書 (システム開発費)

エネルギー管理システム導入促進事業補助金交付規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額	
システム開発の開始日	平成 年 月 日
システム完成 (予定) 日	平成 年 月 日

(注) 補助金交付申請額の算出根拠を記した書類を添付すること。

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 3

(BEMS 設置事業者用)

年 月 日

申請者 名 称
代表者等名

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入事業)

交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった上記補助金については、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入事業) 交付規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があったエネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入事業) 交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金の額 円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
設備費			
工事費			
小 計			
調整額※	—	—	
合 計			

※補助金の額が上限額 (補助率 1/2=250 万円、補助率 1/3=170 万円) を超える場合は、調整額を設定し、上限額以内とする。

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第3

(BEMSアグリゲータ用)

年 月 日

申請者 名 称
代表者等名

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS導入事業)

交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった上記補助金については、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS導入事業) 交付規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があったエネルギー管理システム導入促進事業費補助金(BEMS導入事業) 交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
システム開発費			
合 計			

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第4条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 4

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名 印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称	
2. 交付申請の取下げ理由	
3. 取下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額	
(1) 補助対象経費	
(2) 補助金の額	

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 5

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記のとおり変更したいので、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称	
2. 計画変更の内容	
3. 計画変更が補助事業に及ぼす影響	

- (注) 1. 計画変更後の算出根拠については別紙にて提出すること。
2. 中止又は廃止若しくは承継に当たっては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
3. 承継に当たっては、承継に関する当事者との契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承継者の誓約書を添付すること。

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

(BEMS設置事業者用)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費			補助金の額		
	変更前	変更後	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額
設備費								
工事費								
合計								

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

(別紙)

(BEMSアグリゲータ用)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費			補助金の額		
	変更前	変更後	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額
システム開発費								
合 計								

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。

様式第 6

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度
エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の遅延等について、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称	
2. 事故の原因及び内容	
3. 事故に係る金額	
4. 事故に対して取った措置	
5. 事故が補助事業に及ぼす影響	
6. 補助事業開始日	平成 年 月 日
7. 補助事業完了予定日	平成 年 月 日

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 7

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称	
2. システム・機器名称	
2. 交付決定年月日	平成 年 月 日
3. 補助事業完了日	平成 年 月 日
4. 補助金の交付決定額	

(注) 補助事業の収支決算については、別紙にて提出すること。

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

(BEMS設置事業者用)

収支明細表

(単位：円)

経費区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額
設備費						
工事費						
合計						

(単位：円)

経費区分	決算額				差引	備考
	収入	支出				
	補助金額 収入額	補助対象経費 実績額	補助対象経費 限度額	補助金額		
設備費						
工事費						
合計						

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

(別紙)

(BEMSアグリゲータ用)

収支明細表

(単位：円)

経費区分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額
システム 開発費						
合 計						

(単位：円)

経費区分	決 算 額				差 引	備 考
	収 入	支 出				
	補助金額 収入額	補助対象経費 実績額	補助対象経費 限度額	補助金額		
システム 開発費						
合 計						

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

様式第 8

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所

申請者 名 称

代表者名

印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)

補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称	
2. 旧補助事業者名	
3. 事業所名	
4. システム・機器名称	
5. 補助事業の地位の承継理由	
6. 交付決定年月日	平成 年 月 日
7. 交付決定補助金額	
8. 既に交付を受けている金額	

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 9

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学

平成 年度
エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
補助金額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった補助金交付申請書については
エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 7 条第 1
項の規定に基づき、下記の通り補助金の額を確定したもので通知します。

記

補助金交付確定額	
----------	--

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

※ B E M S 設置事業者へ支払う補助金については、 B E M S アグリゲータを通じて支払うものとする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 10

(BEMS 設置事業者及び BEMS アグリゲータ 共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度
エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入事業)
返還報告書 (確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入事業) 交付規程第 17 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称	
2. 事業所番号	
3. 事業所名	
4. 既に交付を受けている補助金額	
5. 補助金確定通知額	
6. 返還請求額及び年月日	
7. 返還実施額及び年月日	返還金及び延滞金の金額をそれぞれ記入すること
8. 延滞金の算出根拠	
9. 未納返還金額	返還金及び延滞金の金額をそれぞれ記入すること

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 1 1

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度

エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称	
2. 精算 (概算) 払請求金額	
3. 請求金額の内訳 (別紙)	概算払の請求をするときに限る。
4. 概算払を必要とする理由	概算払の請求をするときに限る。
5. 振込先	金融機関名、支店名、預金の種別 口座番号及び預金の名義

(注) 振込先にはフリガナを記入すること。

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

(BEMS設置事業者用)

請求金額の内訳

(単位：円)

経費区分	補助対象経費の額			補助金の額		
	配分 済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)	配分 済額	前回までの 受領額	今回請求額
設備費						
工事費						
合計						

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

(別紙)

(BEMSアグリゲータ用)

請求金額の内訳

経費区分	補助対象経費の額			補助金の額		
	配分 済額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)	配分 済額	前回までの 受領額	今回請求額
システム 開発費						
合計						

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

様式第 1 2

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度
エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
返還報告書 (取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第 1 9 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称	
2. 事業所番号	
3. 事業所名	
4. 既に交付を受けている補助金額	
5. 返還請求額及び年月日	
6. 返還実施額及び年月日	返還金、加算金、延滞金の金額をそれぞれ記入すること
7. 加算金及び延滞金の算出根拠	
8. 未納返還金額	返還金、加算金、延滞金の金額をそれぞれ記入すること

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 1 3

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

取得財産等管理台帳 (取得財産等明細表)

[平成 年度]

財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備 考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 3 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍・資料、(ニ) 無体財産権、(ホ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

様式第 1 4

(B E M S 設置事業者及び B E M S アグリゲータ共通)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成 年度
エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業)
補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業
について、エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (B E M S 導入事業) 交付規程第
2 3 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産名	規 格	数 量	処分の方法 (注 1)	処分の理由	備 考 (注 2)

2. 相手方 (住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

3. 処分の条件 (注 3)

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
3. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれ相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

アグリゲータ番号		申請書番号	
----------	--	-------	--

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行するエネルギー管理システム導入促進事業は、経済産業省が定めたエネルギー管理システム導入促進事業交付要綱第 4 条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、建築物に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする。